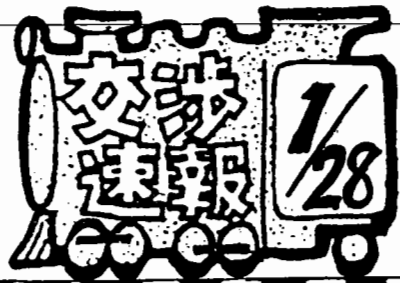


精算払いは
2月28日

勝利争闘ジェット三里塚 粉碎革行調臨
約集一定交渉分金賃新'82



八二新賃金配分交渉の経過については、『交渉ニュース』（一九八二・十二・十六）その他で、その都度報告してきた通りであるが、「夏季および年末手当について旧ベース支払いとすると」という政府・国鉄当局の全く不当な攻撃のため、昨年年末以降、未解決のまま越年するという異常な事態となっていた。動労千葉は一月に入り、早期の精算払いと夏季・年末手当の正当な支払いを要求し当局と折衝を続けてきたが、一月二七日団体交渉において当局は、「夏季手当および年末手当の差額については改めて協議する」との考え方を示してきた。動労千葉は、「差額支払い」が組合員の切実な要求であることや他労組の動向なども考慮する中で、一月二八日、二三時三〇分「新賃金配分」について大要次のような内容で集約した。

● 要 結 内 容 ●

1. 基本給表

新基本給表は別途（一月二九日中に全職場に配布します）

2. 新基本給への移行

(1) 新基本給への移行は、一九八二年四月一日現在の号俸金額を基礎として、新基本給移行表により移行するものとする。この場合、現行金額が最高号俸をこえている者については、現行金額に最高号俸における増加額と同額を加え、新基本給表の同額又は直近上位の額の号俸に移行するものとする。

(2) 一九八二年四月一日付で職群が異動する者については、異動前の号俸金額を基礎とする。ただし、3職群から異動する者については、現行基本給表において異動を行ったのち、異動後の職群・号俸により、新基本給表への移行を行うものとする。

(3) 一九八二年四月一日において、3職群にある者（同日付で職群を移動する者を除く）のうち、新基本給への移行後（一九八二年四月一日付で職員となった者については、採用給決定後）において、31号俸以下の者は1号俸を加算する。ただし、前年度において、この取り扱いを受けた者および大学卒業業者（高校卒採用）の適用を受けた者を除く。

3. 年令別による保障基本給
(1) 一九八二年四月一日現在において、年令二〇才以上で前項適用後の号俸が、年令別による保障基本給の年令に対応する号俸に満たない場合は、その号俸まで引き上げる。ただし、現に停職中の者を除く。なお、停職中の者については、停職期間満了の日の属する月の翌月一日の昇給実施後適用する。

(2) 「昇給の実施に関する協定（一九八〇年四月一日協定）」第3項の昇給欠格条項に該当し、号俸を減せられた者については、前号の年令別による保障基本給から、その減せられた号俸を控除するものとする。

(3) 年令別による保障基本給の適用を受けた者の昇給起算日は、一九八二年四月一日とする。

4. 基準昇格

昇格基準年数を次の通り改める。

昇格	区分	A	B	C	D	E
3職群から4職群		3年	-	-	-	-
4		4年	3年	2年	-	-
5		5年	4年	3年	2年	-
6		-	5年	4年	3年	2年
7		-	-	4年	3年	2年
8		-	-	-	3年	2年

5. 調整昇格

6職群から7職群への調整昇格の勤続年数「30年」を「28年」に改める。

6. 基本給調整額

教育担当として指定された車両検査長及び車両検査係に対する基本給調整額は別による。

7. 扶養手当

(1) 扶養手当額現行「六、五〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。
(2) 扶養親族の所得制限を年額九二、〇〇〇円に改める。

8. 都市手当

基本給増額に伴い増額。

9. 高卒採用給

二、八〇〇円引上げ、九七、〇〇〇円。

10. 準職員

職員に準じて改訂。

11. 臨 雇

最低日額を四、〇〇〇円とする。

12. 精算日

2月28日以降準備でき次第。

● 実 施 順 序 ●

- ① 一九八二年四月一日異動の整理（3職群から異動する者に限る）。
- ② 新基本給への移行（4月1日）。
- ③ 4月1日異動の整理（3職群から異動する者を除く）。
- ④ 年令別による保障基本給（4月1日）。
- ⑤ 扶養手当の整理（4月1日）。
- ⑥ 都市手当の整理（4月1日）。
- ⑦ 基本給調整額の整理（4月1日）。
- ⑧ 一九八二年四月二日以降同年九月三〇日までの間の異動の整理。
- ⑨ 同年十月一日異動の整理。
- ⑩ 基準昇格及び調整昇格の改正に伴う整理（10月1日）。
- ⑪ 扶養親族の所得制限の引上げに伴う整理（一九八三年2月1日）。